

R7年度 「啓発者のための人権勉強会」のご案内

○鳥取県人権文化センターでは、人権啓発や教育に携わる「啓発関係者」の力量アップをめざした「啓発者のための人権勉強会」（以下、勉強会。）を実施しています。

○次のようなニーズをお持ちの啓発関係者の方にお薦めです。

- ・人権についての基本的な考え方や概念を確認したい。
- ・人権問題の深い理解や、その解決に役立つ理論や考え方を学びたい。
- ・鳥取県人権文化センターの既存の教材を、自組織で行う研修にどう活かすか考えたい。
- ・啓発に必要な技術を知りたい。

○勉強会は、団体やグループ単位で申し込みいただき、それぞれの団体等に当センター職員を派遣する形で実施します。なお、1団体等につき3回まで実施できます。

参加対象	鳥取県内において、人権啓発や人権教育に携わる啓発関係者の方 …人権啓発やそれに類する活動に携わっている方、人権研修会等を企画・運営したり、講師を務めたりしている方。 例) 県や市町村の人権啓発・教育担当課職員、人権教育推進員、隣保館職員 例) 学校の教職員 例) 様々な分野の人権問題について啓発活動を行っている団体（グループ）のスタッフ（メンバー） 例) 企業・事業所の人権啓発担当者
参加人数	1回あたり3人～40人程度
所要時間	2～3時間程度（応相談）
会 場	開催希望団体・グループのある地域 …会場の確保は依頼者様をお願いします。（難しい場合は応相談）
費 用	・無料（当センター職員の謝金や交通費は不要です） ・備品や機器、消耗品の一部について準備をお願いすることがあります。

開催時期	令和7年7月～令和8年3月上旬を予定
学習テーマ 詳しくは 別紙を参照	1 回あたり、次の1～7から、1つのテーマを選択していただきます。 1 人権とは？－人権や関連概念の整理－ 2 マジョリティ特権とマイクロアグレッション 3 部落問題学習教材「innovation(イノベーション)」の活用について 4 啓発動画の研修等への活用について 5 対話型人権学習「ふらっとカフェ」のススメ 6 「講師力」について考える 7 啓発力としての「デザイン」－啓発関係資料を例に－
勉強会の 進め方	・当センターの職員が、会の全体的な進行を行うとともに、各学習テーマの「話題提供者」として、これまで培ってきた知識や経験に基づいて話題を提供します。この「話題提供」に対して、参加者がそれぞれの知識と経験に照らして考えてもらうことで、テーマの内容を深めていきます。 ・テーマや参加者のニーズ・状況によっては、演習や話し合い活動など、いくつかの活動を組み合わせて行うことも可能です。 具体的には、依頼者様と相談しながら進めていきます。
申し込み お問い合わせ	鳥取県人権文化当センター（担当：岡・尾崎） TEL 0857-21-1712 FAX 0857-21-1714 Eメール t-jinken@tottori-jinken.org
留意点	・1団体（グループ）の利用は3回までです。 ・団体・グループ単位でお申し込みください。個人のご依頼には応じておりませんのでご注意ください。 ・ご希望の開催日でのお引き受けが難しい場合、時期の調整をお願いすることもあります。 ・申し込みの受入れ状況については、当センターのホームページ、「啓発者のための人権勉強会」のページで随時、お知らせします。

